

平成23年度決算  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見書

平成24年8月

小矢部市監査委員



小 監 第 23 号  
平成24年 8 月31日

小矢部市長 桜 井 森 夫 様

小矢部市監査委員 鶴 見 喜 秋

小矢部市監査委員 中 西 正 史

平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見につ  
いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に  
より、平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎  
となる事項を記載した書類の審査を行いました。

その結果について、次のとおり意見を提出します。



## 平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成23年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期間

平成24年7月26日から平成24年8月31日まで

#### 3 審査の方法

審査に付された平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査の結果を参考とした。

### 第2 審査の結果

#### 1 結果の概要

(1) 審査に付された次の平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認めた。

#### (2) 健全化判断比率

	平成23年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (注)	13.76%	20%
連結実質赤字比率	— (注)	18.76%	30%
実質公債費比率	17.7%	25%	35%
将来負担比率	161.1%	350%	

(3) 資金不足比率

		平成23年度決算	経営健全化基準
法企 適用業	水道事業会計	— (注)	20%
法非企 適用業	下水道事業特別会計	— (注)	20%
	農業集落排水事業特別会計	— (注)	20%

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」表示される。

2 健全化判断比率等における個別意見

(1) 実質赤字比率について

本市の平成23年度実質収支額は、3億75百万円の黒字で、「—」で表示される。したがって、実質赤字比率については、健全な状況にある。

(2) 資金不足比率について

次表のとおり、法適用企業及び法非適用企業とも資金剰余の状態にある。

(単位：千円)

法適用企業		法非適用企業	
会計名	資金剰余額	会計名	資金剰余額
水道事業会計	475,981	下水道事業特別会計	0
		農業集落排水事業特別会計	0

法適用企業の水道事業会計については、平成23年度は、4億7598万1千円の資金剰余額を計上しており、資金不足が生じていないことから、健全な状況にある。

また、法非適用企業下水道事業特別会計（6億8207万1千円（一般会計繰入金））及び農業集落排水事業特別会計（1億2371万9千円（一般会計繰入金））については、一般会計からの繰入金はあるものの、資金不足は生じていないことから、健全な状況にある。

(3) 連結実質赤字比率について

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した連結実質赤字額がないため、「—」で表示されている。この計算は、(1)の実質収支額に(2)の資金不足（剰余）額を加え、更に、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事

業特別会計の2特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

(4) 実質公債費比率について

平成21年度から平成23年度までの3ヶ年平均である実質公債費比率は17.7%となった。

実質公債費比率については、平成22年度の18.3%に比べ、0.6ポイント改善している。

この数字は、早期健全化基準25.0%を下回っているおり、また起債を発行することについて県知事の許可を必要とする18.0%を下回ったことから、健全な状況にあるといえるが、まだ比較的高い状況にあると思われる。

本市の実質公債費比率が高い要因としては、単年度の地方債償還額の大きさや下水道事業等公営企業に対する繰出金の大きさが影響しているものと考えられるが、今後とも標準財政規模、公債費の内訳、地方債残高に対する公債費の比率、公営企業への公債費関連の支出状況等の他都市との比較や分析を進め、公債費の更なる適切な管理が必要である。

(5) 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公共団体の財政指標として導入されたストック指標であり、今回の算定結果は161.1%となった。

将来負担比率については、平成22年度の165.1%に比べ、4.0ポイント改善している。

将来負担額には、地方債の現在高（約115億2千万円）、債務負担行為に基づく支出予定額（約8億7千万円）、公営企業債等繰入見込額（約137億3千万円）、組合等負担等見込額（約5億2千万円）、退職手当負担見込額（約26億円）があり、総額292億4千万円と算出された。

これは、地方公共団体の標準的な経常的一般財源の規模を示す標準財政規模（約79億6千万円）の約3.7倍に達する。また、市民1人当たりの総負担額は約91万円となる。

この将来負担額から保有する基金残高や地方債残高のうち地方交付税算定において将来基準財政需要額に算入される見込額等の充当可能財源等（約182億1千万円）を差し引いた純負担額は約110億3千万円と算出された。なお、標準財政規模から当該年度基準財政需要額に算入された公債費（約11億2千万円）を差し引いた額（68億5千万円）で純負担額を除いた値が161.1%となり、早期健全化基準350%を下回っていることから、健全な状況にある。

3 まとめ

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、今年が5年目であったが、健全化判断比率等はいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。特に、実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも平成22年度の数値を下回っており、財

政健全化が昨年引き続き進んでいると考える。

なお、実質公債費比率についてであるが、前述したように比率が改善しているものの、依然として高い数字を示していることから、今後も小矢部市行財政改革大綱に基づく改革の着実な実行により、実質公債費比率の上昇を極力抑え、市政の安定的な運営が継続されることを要望したい。

また、財政健全化法の趣旨から、本市の算定結果とその意味するところを、議会はもとより、市民に分かりやすく、かつ、適切に説明することにより、今後の市政運営に更なる理解と協力を求めるための工夫と、努力をされることを要望する。